

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化



総務省

令和3年1月25日(月)～29日(金)
(2021年)

総務省自治行政局市町村課

企画官 岡地 俊季

行政のデジタル化に向けた主な経緯

H12.11 **IT基本法制定**（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）
✓ 我が国のIT政策の基本方針や推進本部体制等を規定 → **IT戦略本部**の設置（H25年に**IT総合戦略本部**に改称）

H25.5 **マイナンバー法制定**（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
✓ マイナンバーとその利用事務・利用主体、マイナンバーカードの交付等を規定

H28.12 **官民データ活用推進基本法制定**
✓ 官民データの活用推進のための政策の基本的事項を規定

H30.4 **デジタル・ガバメント閣僚会議設置**（eガバメント閣僚会議を改組。議長は内閣官房長官。）

R1.5 **デジタル手続法制定**（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号））
✓ 行政のデジタル化に関する基本原則、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項、個別分野における各種施策等を規定

R1.6.4 **「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の決定**（第4回デジタル・ガバメント閣僚会議）
・ マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等の了承（R1.9.3 第5回デジタル・ガバメント閣僚会議）
・ デジタル・ガバメント実行計画改定（R1.12.20 閣議決定）

R2.5～ **新型コロナウイルス感染症への対応**
⇒ 地方公共団体を含めた行政分野のデジタル化・オンライン化の遅れという課題が浮き彫りになった。

R2.6.5 **マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG設置**
・ 菅内閣官房長官（当時）の指示により設置。第2回会議で33項目の「課題の整理」をとりまとめ（R2.6.30）

地方公共団体の情報システムの標準化

趣旨

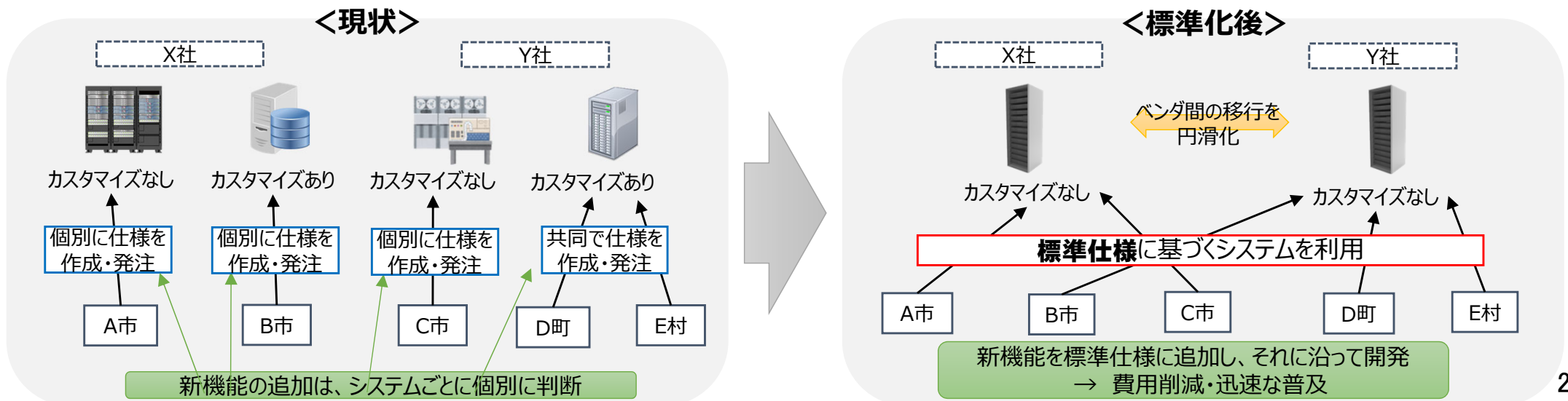
- 地方公共団体の基本的な事務（住民基本台帳、地方税、社会保障等）の大半は法令で内容が定められている。一方、情報システムは個別にカスタマイズを行っている例が多い。

【主な課題】

- ・ 維持管理や改修に**重複投資が発生**。
- ・ **調整コストが大きく**、クラウド利用が円滑に進まない。
- ・ 申請手続きのオンライン化・デジタル化の取組等が**全国に迅速に普及しない**。

- こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準（標準仕様）を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進**。

【情報システムの標準化イメージ】



標準仕様の検討スケジュール (デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月閣議決定)・改革工程表2019)

2019年度			2020年度												2021年度												2022年度		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	...	8月	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 住民基本台帳 </div>																										
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0ff;"> 介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税 ※2021年8月を目途に検討 </div>																										
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0ff;"> ※国民健康保険については、現行の国保標準システムの課題と対応策を別途検討 </div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;"> 選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援 ※2022年8月を目途に検討 </div>														

※適宜、各分野の標準仕様の検討の進捗に応じた連携のための調整や、制度改正等を踏まえた見直しを行う。

「新経済・財政再生計画改革工程表2019」(令和元年12月19日 経済財政諮問会議決定) 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)

- 内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度(令和2年度)に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(児童手当(内閣府)、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税(総務省)、就学(文部科学省)、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当(厚生労働省)並びに子ども・子育て支援(内閣府、厚生労働省))について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。
- すでに検討に着手している住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。
- 国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化。「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

政府の戦略等への掲載

◆「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）抜粋

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(デジタル・ニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この1年間で集中的に取り組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

◆「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）抜粋

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

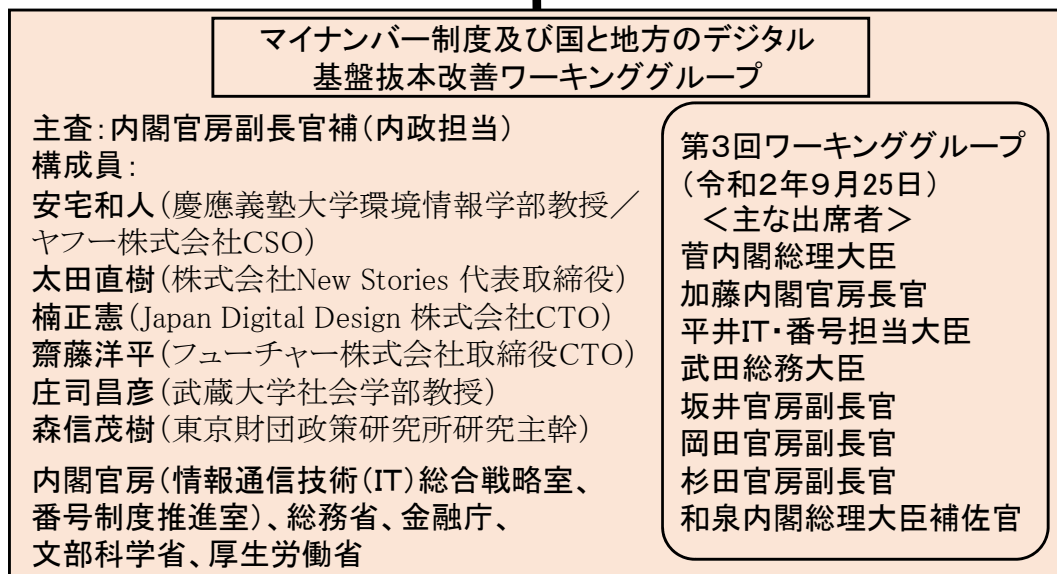
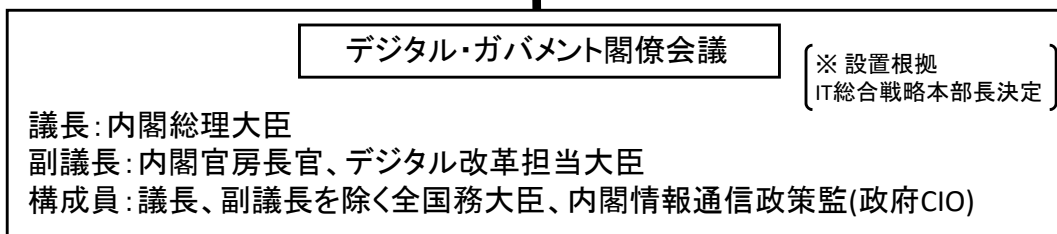
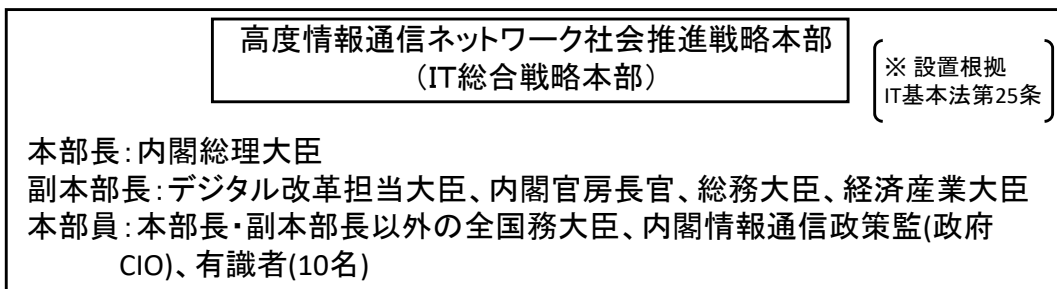
iii) スマート公共サービス

② 地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

1 デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制



2 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて 一課題の整理— (令和2年6月30日)

新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、緊急時におけるより迅速・確実な政府サービスの供給の実現が早急に求められており、また、フリーターを含めたセーフティネットも求められている。さらに、今後の我が国の成長力や国際競争力を維持するためには、今後5年間、集中的に、行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AI を最大限活用できるシステムへの変革に取り組むことが重要である。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であり、以下の課題について本WGを中心に検討を進め、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえ、マイナンバーカードの取得促進を加速する。

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上(7項目)
2. マイナンバーカードの取得促進(5項目)
3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大(4項目)
4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築(10項目)
 - 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化(7項目)

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。**

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、**「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

①住民記録（総務省）

住民記録システムについては、2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。

②地方税（固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）、選挙人名簿管理（総務省）

固定資産税、個人住民税等の基幹税務システムについては、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議」の方針を踏まえ、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

選挙人名簿管理に係るシステムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、導入地方公共団体を広げるための機能改善を図るほか、公開されている設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書の見直しを行う。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

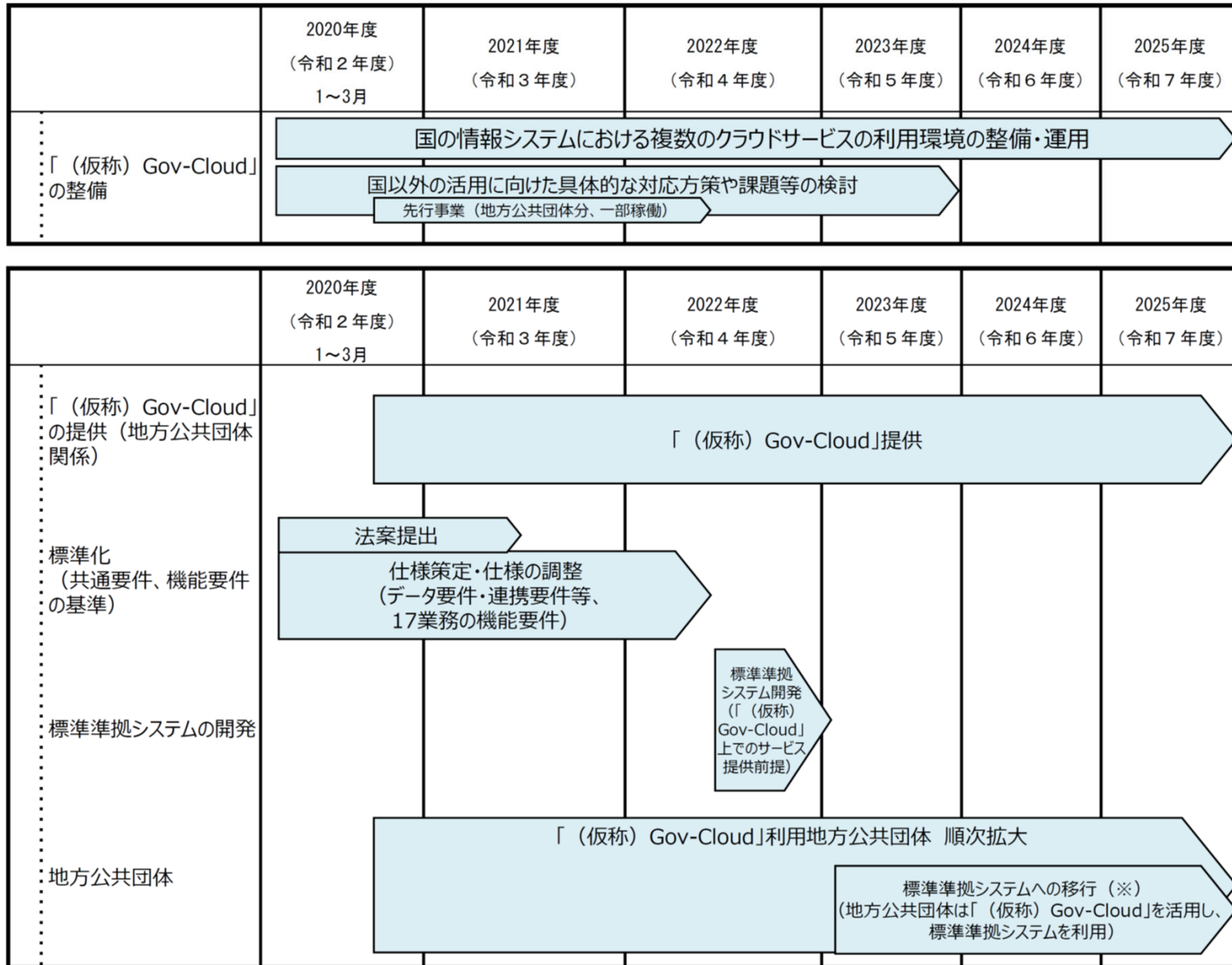
⑤児童手当（内閣府）、子ども・子育て支援（内閣府・厚生労働省）

児童手当、子ども・子育て支援に係る業務支援システムについては、2022年（令和4年）夏までに標準仕様書を作成する。

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

基本的な考え方

- 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

〈参考〉国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う（※）。

（※）J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に時限的な基金を創設するとともに、J-LISへの国のガバナンスを強化する法改正に際し、基金の位置付けについても検討する。

令和2年度第3次補正予算（案）

- 1 自治体情報システムの標準化・共通化** 1,509億円【基金（令和7年度まで）】
 - ・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）に対する補助（国費10/10）
- 2 オンライン手続の推進（マイナポータル）** 250億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助（国費1/2）
- 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行** 29億円【基金（令和4年度まで）】
 - ・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助（国費1/2）